

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
総務企画部 総務班

〒753-0072 山口市大手町9番6号

TEL:083-924-2777 FAX:083-924-2792

Email: ygshakyo@orange.ocn.ne.jp

URL: http://www.yamaguchikensyakyo.jp

令和4年12月1日発行

やまぐちの ふくし



県社協ニュース“やまぐちのふくし”では、毎月1回発行し、制度や施策の動向など、随時情報提供していきます。



「やまぐちのふくし」の表紙写真を募集しています。詳しくは、総務班までお問合せください！



トピックス

- 第72回山口県総合社会福祉大会の実施報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～3
- 秋の親子体験ツアー「福祉のおしごと出前授業」「お楽しみイベント」の実施報告について・ 4
- 令和4年度全国地域生活定着支援センター協議会 中国四国ブロック専門研修会の開催に
ついて・・ 5
- 関係団体からのお知らせ・・ 6～7



山口県社協からのお知らせ

表紙の写真

第72回 山口県総合社会福祉大会を開催しました!!

去る11月10日(木)KDDI 維新ホール 山口市産業交流拠点施設にて、第72回山口県総合社会福祉大会を開催しました。令和元年以来3年ぶりの開催となる本大会は、高齢者の医療の確保に関する法律制定40周年記念及び一般財団法人山口県老人クラブ連合会創立60周年記念の大会として規模を一部縮小して開催し、約600名の方々に御参加いただきました。

大会のオープニングでは、鳴滝園吹奏楽団の皆さんによる「吹奏楽『“笑顔”と“癒し”を届けます』」を披露いただきました。続く式典では、社会福祉事業等に多大な功績のありました計1,113名2組21団体1校に、山口県知事表彰、山口県社会福祉協議会長表彰をはじめ、計15団体から表彰が行われました。



【主催者あいさつ(隅会長)】

また、この度の受賞者を代表して、誠英高等学校3年の星 夢香さんが、社会福祉事業の更なる発展のために、決意表明を行いました。

式典終了後は、健康福祉に関する作文の表彰で最優秀賞を受賞した周南市立周陽中学校2年の加村拓巳さんによる作文の発表が行われました。

そして、特別講演では、順天堂大学先任准教授である谷本道哉氏に「いつまでもいきいき 元気に！健康寿命を延ばす簡単筋トレ法」と題して、高齢になっても健康を維持するための筋トレ法を、実際に舞台上や客席で行いながら教えていただきました。先生のユーモア溢れるお話に、会場の参加者の方も非常に盛り上がっていました。



【オープニングアトラクション】



【特別講演】





【被表彰者】

● 山口県知事表彰	76名、2組、6団体、1校
● 山口県社会福祉協議会長表彰	211名、2団体
● 山口県共同募金会長表彰	33名、14団体
● 山口県民生委員児童委員協議会長表彰	540名
● 山口県老人クラブ連合会長表彰	37名、3団体
● 山口県身体障害者団体連合会長表彰	11名
● 山口県老人福祉施設協議会長表彰	144名
● 山口県障害福祉サービス協議会長表彰	4名
● 山口県身体障害者施設協議会長表彰	8名
● 山口県児童入所施設連絡協議会長表彰	7名
● 山口県知的障害者福祉協会会長表彰	15名
● 山口県保育協会会長表彰	3名
● 山口県手をつなぐ育成協会会長表彰	1名
● 山口県肢体不自由児協会理事長表彰	2名
● 山口県肢体不自由児(者)父母の会連合会長表彰	1名



【式典の様子】

この度、表彰を受けられました皆様、誠におめでとうございました。

また、運営に御協力くださいましたボランティアの皆様をはじめ、地元山口市、山口市社協、関係団体の皆様、そして、御参加いただきました皆様、どうもありがとうございました。

<お知らせ>

○本大会の様子を県社協ホームページにて配信します

期 間：12月1日（木）から令和5年1月15日（日）まで

山口県社協ホームページ → <https://www.yamaguchikensyakyō.jp/>

○第73回 山口県総合社会福祉大会

期 日 令和5年10月27日（金）

会 場 スターピアくだまつ（〒744-0025 下松市中央町 21-1）



◆問合せ先 総務企画部 総務班（大会事務局）

TEL(083)924-2777 FAX(083)924-2792





秋の親子体験ツアー「福祉のおしごと出前授業」と「お楽しみイベント」を開催しました



山口県福祉人材センターでは、次世代を担う子どもたちとその保護者に福祉の職場や仕事の内容を知っていただき、介護職の魅力や、やりがいを伝えることを目的に「秋の親子体験ツアー 福祉のおしごと出前授業とお楽しみイベント」を開催しています。6回目となる今回は、県内の中央部「阿東地域交流センター」、東部「やまぐちフラワーランド」、西部「花の海」の3つの地域の施設で2日間ずつ開催し、応募総数402組848名の中から抽選で決定した58組119名の方にご参加をいただきました。

午前中の「福祉のおしごと出前授業」では、講師の先生から福祉の仕事の「やりがい」や「福祉の仕事の資格」などをお話しいただき、全員で「しあわせ」や「より良い生き方」とは何かを考えました。また、目が不自由な方への基本的な接し方を考える「アイマスク体験」、車椅子の操作方法や介助方法を学ぶため保護者の乗った車椅子を実際に操作してみる「車椅子体験」などのほか、「福祉車両の乗車」、「とろみを付けた飲み物の試飲」、「介護施設で行われるレクリエーション」などの様々な体験を通じて、福祉の仕事について楽しく学びました。

午後のお楽しみイベントでは、概ね天候にも恵まれ、「リンゴ狩り（徳佐リンゴ園）」、「花の寄せ植え（やまぐちフラワーランド）」、「野菜の収穫とピザ作り（花の海）」を親子で体験され、参加された皆さんに大変喜んでいただきました。

ツアー終了後のアンケートでは、「出前授業を聞いている時、人を大切に思うすばらしいお仕事なんだと思った。」「福祉のお仕事は、難しく大変な仕事だと思っていたけれど、嬉しいことや楽しいこともある仕事だと思った。」「おじいちゃん、おばあちゃんを助けて喜んでもらうのはやりがいがありそうだった。」などの声をいただくことができ、今年も参加された皆さんに福祉の仕事の魅力や、やりがいをしっかりお伝えすることができました。今後も子供たちに福祉の魅力を伝えられるよう工夫を凝らしたイベントを企画していきたいと思ひます。



《車いす体験》



《レクリエーション体験》



《聴診器で鼓動を聴く体験》



◆問合せ先

福祉人材部（山口県福祉人材センター）

TEL：083-902-2355 FAX：083-902-5877

詳しくはホームページをご覧ください

[山口県福祉人材センター](#)

[検索](#)





令和4年度全国地域生活定着支援センター協議会 中国四国ブロック専門研修会の開催について

平成21年度から「地域生活定着促進事業」が制度化され、罪を犯した高齢・障がい者の社会復帰支援が地域生活定着支援センターで行われるようになり、令和3年には、地域生活定着促進事業に「被疑者等支援業務」が追加され、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢または障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行うこととなりました。

そこで、「被疑者等支援業務における取組内容等」について学び、入口段階にある対象者が地域の中でその人らしく生活していくことができるよう、支援技術等の向上を目的に、本研修会を開催いたします。



- 1 日 時 令和5年1月23日（月）～同年2月3日（金）オンデマンド配信
- 2 参加対象 定着支援センター職員、福祉関係者、保健医療関係者、司法関係者、矯正施設関係者、行政関係者、その他関心のある方

3 開催内容・申込方法

○基調講演

「地域生活定着促進事業の取組について」～被疑者等支援業務を中心に～
厚生労働省 社会・援護局 総務課 矯正施設退所者地域支援対策官 伊豆丸 剛史 氏

○特別講演

「罪を犯した高齢者・障害者等の現状と支援におけるアセスメントについて」
山口県立大学 社会福祉学部 教授 水藤 昌彦 氏

○実践報告

「被疑者等支援業務における実践報告」

【実践報告者】

- ・一般社団法人 とっとり東部権利擁護支援センター
- ・社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

【助言者】

厚生労働省 社会・援護局 総務課 矯正施設退所者地域支援対策官 伊豆丸 剛史 氏



☆詳しい開催内容と申込手続きについては山口県社会福祉協議会のホームページ
(<https://www.yamaguchikensyakyo.jp/index/page/id/1350>) もしくは
下記QRコードよりご確認ください。

◆問合せ先

生活支援部 生活支援班 山口地域生活定着支援センター
TEL：083-924-2818 Mail：teichaku@yg-you-i-net.or.jp





関係団体からのお知らせ

障害のある人もない人も共に暮らしやすい 山口県づくり条例について



この条例は、障害を理由とする差別を解消し、障害のある人とない人が支え合いながら暮らすことのできる山口県を目指して制定されました。



山口県では、障害を理由とする差別を解消し、県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを目的とする「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」を、令和4年10月11日に公布し、施行することになりました。

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者による合理的配慮の提供を義務化するとともに、障害を理由とする差別に関する事案について、市町及び県への相談を経てもなお解決を図ることができない場合に障害者からあっせんの申立てをすることができるとの紛争解決の仕組みを整備するものとしています。



ポイント1 「合理的配慮の提供」を義務化します。

「不当な差別的取扱い」を禁止し、現在、法において努力義務とされている事業者による「合理的配慮の提供」を令和5年4月1日から義務化します。

※不当な差別的取扱いとは？

正当な理由がないのに、障害があることでサービスの提供を拒否したり、提供場所や時間帯を制限したりすること
(例 障害を理由に入店を拒否する)

※合理的配慮の提供とは？

障害のある人から手助けや配慮を必要としているとの申し出があった場合、負担が重すぎない範囲で提供すること
(例 意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う)

※条例の対象となる「事業者」とは？

県内で商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者となります。

個人事業主やボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

ポイント2 紛争解決の取組を整備します。

市町及び県への相談によっても解決しない事案については、紛争解決の仕組みによって解決を図ります。(紛争解決の仕組みについては令和5年4月1日から運用されます)

※雇用の分野(募集・採用や賃金、配置、昇進等)における差別については、相談や紛争解決の仕組みを含め、障害者雇用促進法に定めるところによります。



◆問合せ先

山口県健康福祉部 障害者支援課

TEL : 083-933-2764 FAX : 083-933-2779





あったか家電を贈ろうプロジェクト に御協力をお願いします！

台風15号による被害で厳しい生活を強いられている人がいる中、冬が間近に迫っています。来たる寒さに備えるため、電気ストーブ等を必要な方にお届けすることを目的としたプロジェクトを立ち上げました。

一人でも多くの方があたたかな気持ちでこの冬を過ごせるよう、ご支援、ご協力をお願いいたします。

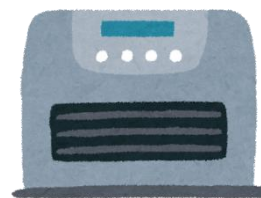
募金目標額 500万円

受付期間：12月23日（金）まで

詳細はホームページ（<https://shizuvo1.jp/support/pg4596370.html>）をご覧ください。

◆実施主体：特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会
社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

◆問合せ先
特定非営利活動法人 静岡県ボランティア協会（家電支援班）
TEL:090-7850-9242 FAX:054-254-5208



令和4年年末年始の交通安全県民運動の実施について

運動の目的

年末年始は、社会経済活動が活発になることからあわただしさが増すほか、規制に伴い人の動きも広範囲になるため、交通量が増加します。また、忘年会や新年会等の飲酒の機会も多くなることから、飲酒運転に起因する重大事故の発生が懸念されます。

こうしたことから、県民一人一人の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故を抑止します。

実施期間：令和4年12月10日（土）～令和5年1月3日（火）



運動の重点及び県下の統一行動日

- 12月13日（火） 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- 12月16日（金） 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶
- 12月19日（月） 自転車の交通ルールの遵守
- 12月23日（金） 横断歩道における歩行者優先の徹底

住みよい山口 いつも心に 交通安全

◆問合せ先
交通安全山口県対策協議会事務局
TEL:083-933-2619



令和4年度

新型コロナウイルスを含む特定感染症に対し、
新たなオプションが追加されました



ホームページでも内容を紹介しています
<https://www.fukushihoken.co.jp>



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、
動産総合保険、費用・利益保険)

1 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額			
	基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)	
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等の各種費用	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 施設の医療事故補償
 - ・ 医務室の医療事故補償
 - ・ 看護職の賠償責任補償
- オプション3 ● 施設の借用不動産賠償事故補償
- オプション4 ● クレーム対応サポート補償
- NEW**
- オプション5 ● 施設の感染症対応費用補償
休業補償から各種対応費用までワイドな安心
 - ① 休業や縮小営業による収益減少はもちろん、収益減少を防止・軽減するための人件費なども補償
 - ② 消毒・清掃費用や自主的なPCR検査費用など、かかった費用を幅広く補償
 - ③ 感染症対応特別費用で定額20万円を早期に受取り

2 個人情報漏えい対応補償 3 施設の什器・備品損害補償

プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- 1 入所型施設利用者の傷害事故補償
- 2 通所型施設利用者の傷害事故補償
- 3 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償



プラン3 職員等の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- 1 職員の労災上乗せ補償
 - オプション：使用者賠償責任補償
- 2 役職員の傷害事故補償
- 3 役職員の感染症罹患事故補償
- 4 雇用慣行賠償補償



プラン4 法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者 ▶ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事
保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL：03(3349)5137

受付時間：平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL：03(3581)4667

受付時間：平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)